

平成 年 月 日

治癒証明書

保護者 様

岡山県立早島支援学校長
(公印省略)

住 所

氏 名

生年月日

病 名

付 記

学校保健安全法第 19 条により下記のとおり出席停止
を指示します。

記

1 出席停止者 部 部 年

氏名

2 出席停止期間 平成 年 月 日から

登校してもさしつかえないと証明さ
れるまで

3 出席停止理由 感染性疾患の疑い

上記のものは 月 日以降は登校しても
さしつかえないことを証明します。

平成 年 月 日

住所

医師

氏名 印

(注) すみやかに医師の診断を受けてください。

保護者の方へ

- ◎学校は多くの子どもたちの集団生活の場であり、学校教育が円滑に実施され成果をあげるためには、学校や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。学校における感染症の予防もそのひとつであり、保護者の方にぜひ正しい御理解と御協力をお願いしたいと思います。登校の際には、医師の治癒証明書を必ず持参させてください。
- ◎学校長は児童生徒が感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれがあるときは出席を停止させることができることになっています。(学校保健安全法第 19 条)
- ◎学校において、予防すべき感染症の種類と、出席停止の期間の基準は次のとおりとなっています。(学校保健安全法施行規則第 18 条・19 条)

種	病 名	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準	
第 1 種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。 ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は第 1 種の感染症とみなす。 ※感染症の予防及び感染症の患者に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。	・感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑がある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 ・感染症が発生している地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めた時、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。 ・感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザは除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 髄膜炎菌性髄膜炎 結核	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の抗菌性物質剤による治療が終了するまで。 解熱した後 3 日を経過するまで。 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 発疹が消失するまで。 すべての発疹が痂皮化するまで。 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。 病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。第 3 種と同じ扱い 結核については第 3 種と同じ扱い (ただし、以上は症状により学校医その他医師において伝染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症（溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等）	結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第 3 種の感染症にかかった者については、病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	

